

■2018年度以降の市町村の制度改正状況（19年4月1日現在、※は19年度より）

改正内容	市町村数	市町村名
前払率の引き上げ	7市町村	長野市（委託、20%→30%）、立科町、飯島町、阿智村、高山村、松川村、泰阜村※
中間前払金の導入	20町村	飯島町、信濃町、飯綱町、小海町、小布施町、御代田町※、富士見町※、天龍村、喬木村、高山村、大桑村、木祖村、原村※、中川村※、泰阜村※、麻績村※、生坂村※、山形村※、朝日村※、阿智村※
支払限度額の撤廃	14市村	上田市、塩尻市、須坂市、駒ヶ根市、飯山市、小諸市、諏訪市※、安曇野市、下諏訪町※、箕輪町※、天龍村、喬木村、大桑村、筑北村※